

和歌山市監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、和歌山市長及び和歌山市教育委員会から包括外部監査結果に基づく措置等の状況について通知があったので、同項の規定により別添のとおり公表する。

令和元年8月28日

和歌山市監査委員	森	田	昌	伸
同 上	柳	野	純	夫
同 上	芝	本	和	己
同 上	中	塚		隆

包括外部監査結果に基づく措置等の状況の公表

令和元年8月28日

和歌山市監査委員

和行経第47号
令和元年 8月19日
(2019年)

和歌山市監査委員 様

和歌山市長 尾花正啓

包括外部監査結果に基づく措置等の通知について

包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知します。

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：平成30年度）

〔監査テーマ〕 公共施設マネジメントに関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局 課等名	頁
<p>1 市全体の公共施設マネジメントに対する結果及び意見</p> <p>(1) 個別施設計画の策定に関する理解に関する事項</p> <p>ア 個別施設計画の記載事項に関する認識誤りについて</p> <p>個別施設ごとの取扱いが記載されない計画では、国が求める個別施設計画としての要件を充たさないどころか、そのような内容では今後の具体的な施設管理に役立てることができないため、策定する意義が乏しいと言える。国が求める要件に合致し、今後の施設管理に有用な計画とするために、個別施設計画の記載事項に関する認識をもって策定を行うよう徹底すべきである。</p>	<p>平成30年7月20日に開催した公有財産利活用等検討委員会において、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議からの通知文「インフラ長寿命化基本計画」及び「インフラ老朽化対策の今後の取組について」を委員に配布し、個別施設計画の基本的な記載事項6項目を含めた計画を令和2年度までに策定するよう依頼を行いました。</p> <p>また、平成31年2月14日開催の公有財産利活用等検討委員会では、本庁舎の個別施設計画（案）を委員に配布し、委員担当部で参考とするように伝えました。</p>	<p>財政局 財政部 管財課</p>	30
<p>イ 個別施設計画の策定に関する研修等の実施について</p> <p>市では個別施設計画の策定に関する研修等は実施しておらず、今後も実施する予定はないとのことであるが、個別施設計画の策定を円滑に進めていくために、市全体の公共施設マネジメントをリードする立場にある管財課が主体となり必要に応じて専門家等を招へいた研修を実施するなど、施設管理担当課職員の策定に関する理解を促進することが望まれる。</p>	<p>管財課の主催で本市の施設管理担当職員に対して個別施設計画の策定に関する研修を実施します。</p>	<p>財政局 財政部 管財課</p>	31

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：平成30年度）

〔監査テーマ〕 公共施設マネジメントに関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局 課等名	頁
<p>(2) 個別施設計画の策定プロセスに関する事項</p> <p>ア 個別施設計画策定に先立つ再配置方針等策定の必要性について</p> <p>市における個別施設計画の策定プロセスは、まず施設管理担当課が各々で個別施設計画を策定し、全て出揃った後に全体的な調整を行う、というものである。</p> <p>基本方針においては、各施設の評価やそれを踏まえた全庁最適の観点からの方向性検討はされていないため、上記策定プロセスによった場合、施設管理担当課の意向が重視された計画となり、全庁最適が図られないばかりか、その後の調整が難航する可能性が高い。</p> <p>このため、基本方針と個別施設計画との橋渡しの役割となる再配置方針等（再編計画、適正配置計画等、決まった名称はない）を策定し、全庁最適の観点から個別施設計画の策定がなされる素地を作っておくことが望ましい。</p> <p>例えば、滋賀県大津市では、平成26年3月に「大津市公共施設マネジメント基本方針」を策定後、平成27年3月に「大津市公共施設適正化計画」を策定して具体的な方向性を明らかにした上で個別施設計画策定へと進んでいる。</p> <p>ここでは施設分類別の数値目標や、地域毎の適正化方策並びに各期（10年ごとの1期から3期、30年後以降）での検討施設がリストアップされている。施設管理担当課は「大津市公共施設適正化計画」を拠り所とすることで、全庁最適の観点から個別施設計画の策定が行えるようになっているため、参考にされたい。</p>	<p>平成28年3月に策定した和歌山市公共施設マネジメント基本方針が施設管理担当課の個別施設計画を策定するための基本方針となっている。各施設管理担当課は基本方針を考慮し個別施設計画を策定しているところであり、公共施設マネジメント基本方針の改定は令和2年度に個別施設計画の策定が完了した後の令和3年度から実施することとしています。</p>	<p>財政局 財政部 管財課</p>	<p>31</p>
<p>イ 住民参画について</p> <p>パブリックコメントのように計画素案が出来上がってから初めて住民の意見を聞くのでは合意形成に至るのは困難と考えられるため、個別施設計画策定に先立ち、住民参画の目的・手法・対象者・時期・結果の計画への反映方法等を十分に検討しておくことが望まれる。</p>	<p>個別施設計画策定に先立ち住民から意見を取り入れる手法は管財課では予定していません。</p>	<p>財政局 財政部 管財課</p>	<p>34</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：平成30年度）

〔監査テーマ〕 公共施設マネジメントに関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局 課等名	頁
<p>(3) 個別施設計画の実効性を担保するための取組に関する事項</p> <p>ア 個別施設計画と財政見通しの整合性確保について</p> <p>個別施設計画とは、個別施設ごとに、「いつ」、「何を」、「いくら」かけて実施するのかが示す計画であるため、その実効性を担保するためには財政的な裏付けが重要である。</p> <p>基本方針の更新費用推計（公共建築物）はあくまでも「推計」であるため、「第5次和歌山市長期総合計画」で示されている平成32年度までの中長期財政見通しにおける投資的経費とは連動していない。基本方針の策定は公共施設に関する現状把握が主な目的であったため、連動していないこと自体は致し方ないと言える。とはいえ、今後、個別施設計画に基づく公共施設マネジメントの実行フェーズへ進んでいくにあたり、公共施設マネジメントと財政運営は一体的に行っていくことが求められる。</p> <p>中長期財政見通しは現在、平成30年度から平成39年度までのものが作成されており、毎年度ローリングしていくこととなっている。そこで、個別施設計画策定過程において、予定されている対策費用を財政見通しに組込むことを検討されたい。組込んだ結果、施設管理担当課が予定している対策費用を積上げた場合の各種財政指標への影響が財政運営上の許容範囲と乖離する場合は、事業費や実施時期、財源について再検討を求めることを通じて投資計画と財政計画のすり合わせを行っていき、すり合わせができたものを個別施設計画とすることが有効である。</p> <p>このようにして個別施設計画と財政見通しの整合性を確保することによって、実効性を担保していくことにつながるが、当然ながら、財政状況の変化に応じて個別施設計画もローリングしていく必要がある。</p> <p>公共施設の更新問題は財政運営に与えるインパクトが非常に大きいため、公共施設マネジメントと財政運営を区別して考えることは不可能である。裏を返せば、財政運営への影響を考慮しない公共施設マネジメントは机上の空論である。財政と関連づけることで「理想と現実」のギャップを見える化し、その解消を目指すことで、個別施設計画の実効性を確保できると考えられる。</p>	<p>個別施設計画については、管財課で令和2年度に策定完了予定となっている。個別施設計画には施設の長寿命化を図るため、区分年度ごとに係る経費が判明することから、その対策費用などの情報が、なるべく早く提示されることによってすり合わせを行い、中長期財政見通しに反映を行うことが可能になると考えています。</p>	<p>財政局 財政部 財政課</p>	<p>34</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：平成30年度）

〔監査テーマ〕 公共施設マネジメントに関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部課等名	頁
<p>(6) その他の事項</p> <p>ア 統一的な基準による地方公会計の整備の遅れについて</p> <p>統一的な基準による財務書類等については、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日付け総務大臣通知総財務第14号）において、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成することとされている。和歌山県内の状況を見ると平成30年6月時点で市を除く全ての団体が作成済みであり、対応が最も遅れている状況である。固定資産台帳及び財務書類は公共施設マネジメントと密接に関連する情報であるため、他団体に後れをとっている状況も踏まえ、早急に整備を完了する必要がある。</p>	<p>固定資産台帳については、管財課で管理を行っており、平成28年度分は整備が行われ、財務書類にも反映されている。財政課では平成28年度分の統一的な基準による財務書類を作成しホームページにて公表している。平成29年度、平成30年度分についても令和元年度末までに作成する予定です。</p>	<p>財政局 財政部 財政課</p>	<p>40</p>
<p>イ 「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」の策定について</p> <p>人口20万人以上の地方公共団体においては「『多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針』について（要請）」（平成27年12月17日 府政経シ第886号 総行地第154号）を踏まえ、平成28年度末までに、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針（以下、「優先的検討規程」という。）を策定することとなっている。</p> <p>「PPP/PFIの実施状況等に関する調査について（依頼）（平成28年10月5日 府政経シ851号 総行地第156号）」の結果によれば、平成28年度中に優先的検討規程を策定する見込みの人口20万人以上の地方公共団体の割合は86.2%となっている。</p> <p>市については、平成28年度末時点で未策定と回答している。政策調整課へ現在の策定状況を確認したところ、平成30年度中の策定に向けて取組中とのことであった。</p> <p>極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様なPPP/PFI手法の検討機会を拡大することが必要と考えられる。その第一歩として、優先的検討規程を早急に策定する必要がある。</p>	<p>民間の資金、経営能力を活用して効率的かつ効果的に公共施設等の整備などを進めるため「和歌山市PPP/PFI手法の導入に関する指針（平成31年（2019年）4月1日）」を施行した。</p>	<p>市長公室 政策調整部 政策調整課</p>	<p>42</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：平成30年度）

〔監査テーマ〕 公共施設マネジメントに関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>ウ 施設管理システムの活用について</p> <p>システムへのデータ登録が行われていないため、現状では活用ができていない。導入時費用として793,800円、平成30年度以降は年間使用料907,200円がかかり、運用開始が遅れるほどその時期に支出の効果が発現しないこととなるため、システム導入の効果が見込まれるのであれば、早期にデータ登録を行い、運用を開始することが望まれる。</p>	<p>令和元年に各課から提出されているデータを早期に入力し、運用を開始していきます。</p>	<p>財政局 財政部 管財課</p>	<p>43</p>
<p>カ 未利用財産情報の管理について</p> <p>「その他」に区分されている土地にはいわゆる「へた地」が多く含まれるが、「へた地」なのかそれ以外の理由なのか「未利用財産（土地）調査集計」資料上、記載されていないため、担当者の異動や退職により、後任に引き継がれなくなってしまう可能性がある。現在利活用の余地がないと区分している理由を明確化しておくことが望まれる。</p>	<p>今回の包括外部監査のヒアリング過程で「その他」に区分された土地調査を行い、航空写真と公図を揃えたので、今後は利活用の余地がない区分として明確化します。</p>	<p>財政局 財政部 管財課</p>	<p>45</p>
<p>3 公営住宅</p> <p>(1) 和歌山市営住宅の更新・統廃合の効果額の算定について</p> <p>長寿命化型改善事業によるLCC縮減効果については効果額が算定されているが、公営住宅を更新した場合と統廃合を行った場合に関する効果額の算定は行われていない。そこで、公営住宅を更新した場合と統廃合を行った場合に関する効果額として、耐用年数到来時に単純更新した場合とを比較することで効果額を算定することが望まれる。</p>	<p>令和3年度に改定する和歌山市営住宅長寿命化計画において、更新・統廃合の効果額の算定を行う予定となっています。</p>	<p>都市建設局 建築住宅部 住宅政策課</p>	<p>59</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：平成30年度）

〔監査テーマ〕 公共施設マネジメントに関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>4 行政系施設</p> <p>(1) 支所・連絡所のコミュニティセンターへの集約化について</p> <p>支所・連絡所は市内42か所に設置されているが、コミュニティセンターをブロックごとに10か所設置することが予定されている。このうち7か所については、既に設置済みであり、残り3か所については、今後設置が予定されている。</p> <p>市は各地区の支所・連絡所機能をコミュニティセンターに集約することについて地区におけるコミュニティ及び防災の施設が少なくなることで、各地区により密着した行政サービスを行うことが難しくなるため、慎重に検討する必要があるとのことである。</p> <p>一方、現在の市の財政状況及び少子高齢化の流れを踏まえれば、現状の42か所ある支所・連絡所を維持することによるランニングコストが市の財政を圧迫する恐れがある。</p> <p>以上のことから、既に稼働中の7か所のコミュニティセンターについては、隣接する支所・連絡所の老朽化の状況を考慮し、同センターへの支所・連絡所の機能集約化を検討することが望まれる。</p> <p>また、今後設置予定の3か所のコミュニティセンターについては、同一地区内に設置されている支所・連絡所の機能を同センターへの集約化を検討することが望まれる。</p> <p>なお、将来的に設置される3か所も想定して、今後平成32年度までに策定予定の個別施設計画において市の施設縮減目標の達成、及び統廃合によるコスト削減効果といった財政面での効果について試算することも有効である。</p>	<p>生涯学習施設であるコミュニティセンターと、地区における様々な住民からの行政に関する窓口となる支所・連絡所の機能の集約はできないと考えています。</p>	<p>市民環境局 市民部 自治振興課</p>	67

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：平成30年度）

〔監査テーマ〕 公共施設マネジメントに関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部課等名	頁
<p>5 市民文化系施設</p> <p>(1) 施設の老朽化に伴う建替え時の複合化について</p> <p>市内には市民会館、福祉交流館、児童館など、条例に規定された設置目的が異なる施設が近隣に存在するエリアが複数存在する。さらに支所・連絡所は、市内に42か所存在するが、地域住民の利用、災害時の一時避難場所として運用しているため、現在複合化は予定されていない。</p> <p>この点、設置目的の異なる施設が近隣に存在することや、支所・連絡所を維持することは施設の維持、修繕費用により市の財政を圧迫する恐れがあり、公共施設マネジメントの観点からは、望ましくない状況であると考えられる。</p> <p>したがって、支所・連絡所及び、隣接する設置目的が異なる施設については、老朽化に伴う建替えのタイミングで、それぞれの設置目的に合致する機能、例えば、集会スペースや避難所といった機能は残しつつ、複合化及び集約が可能か否か検討することが望まれる。</p> <p>また、支所・連絡所を複合化し、災害等が発生した場合には一部だけオープンできるようにする、又は、地域の支所・連絡所のある場所にコミュニティセンターが建設されるのであるならば、同一エリアに存在する支所・連絡所の機能を集約していくことも検討することが望まれる。</p>	<p>支所・連絡所については、災害時における支所の開設、また、より地域に密着した行政窓口となっていることから、各地区に一箇所設置が必要であると考えている。各地区1支所連絡所の原則の中で、その地区内でコミュニティセンターの建設や建て替えの必要な市の施設が出てきたときは、複合施設化について検討します。</p>	<p>市民環境局 市民部 自治振興課</p>	<p>73</p>
<p>8 子育て支援施設</p> <p>(1) 「和歌山市立認定こども園整備計画」について</p> <p>財政的な問題と今後、運営される公立認定こども園の稼動について検証することとしたため、計画の進捗は遅れている。市の認定こども園の整備計画の見直し時には、市の将来的な財政状況も勘案し、現実的に実現可能かどうかという視点から精緻な計画づくりを行うことが望まれる。</p>	<p>認定こども園整備計画の見直しの際には、現行計画策定当初と同様に市の将来的な財政状況を勘案し、現実的に実現可能かどうかという視点も含め、計画づくりを行います。</p>	<p>福祉局 こども未来部 子育て支援課</p>	<p>87</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：平成30年度）

〔監査テーマ〕 公共施設マネジメントに関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>(2) 児童館の施設の複合化について</p> <p>児童館の複合化を積極的に進めていくことが望まれる。また、施設が老朽化している中、児童館としての機能が今後も必要なかどうかを改めて検討するとともに、現在ある施設を有効活用する方策の検討も望まれる。</p>	<p>児童館の複合化を進めるにあたり、令和元年6月1日に、福祉館と児童館の複合施設を開設した。今後も老朽化に伴う単なる建替えでなく、近隣の施設との複合化を検討します。</p>	<p>福祉局 こども未来部 子育て支援課</p>	89
<p>9 保健・福祉施設</p> <p>(1) 文化会館の複合化について</p> <p>類似した公共施設を多数保有し維持、修繕を行っていくコストは多額に上り、市の財政負担が重くなることが懸念される。子育て支援施設や、杭の瀬福祉館の事例のように、他の地区においても課をまたいだ検討を行い、隣接する類似施設の施設複合化を早急に進めていくべきである。</p>	<p>現在、平井文化会館については、児童館に加え歴史資料室の機能を兼ね備えた複合施設として、2021年度開館に向け整備を進めています。</p> <p>また、他の文化会館においては、和歌山市公共施設マネジメント基本方針に基づき、保有面積の最適化、更新費用の平準化を図るとともに、文化会館の本来の目的も考慮に入れながら、周辺の類似施設との複合化も含め、施設の維持方法について検討します。</p>	<p>市民環境局 市民部 人権同和施策課</p>	94

和 教 政 第 2 3 4 号
令和元年 8月23日
(2019年)

和歌山市監査委員 様

和歌山市教育委員会
教育長 原 一起

包括外部監査結果に基づく措置状況の通知について

包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知します。

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：平成30年度）

〔監査テーマ〕 公共施設マネジメントに関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局 課等名	頁
<p>2 学校教育系施設</p> <p>(1) 和歌山市立学校適正規模化の方針の策定について</p> <p>市では和歌山市立小中学校適正規模化の方針に基づいて取組がなされているが、取組の成果や今後の方針について更新がなされていない。取組を行っているのであれば、その成果や状況を市民に対し公開すべきと考えられる。</p>	<p>和歌山市立学校適正規模化の方針の取組状況をHPに公開します。</p>	<p>教育委員会事務局 教育学習部 教育政策課 教育施設課</p>	49
<p>(2) 余裕教室の有効活用について</p> <p>「余裕教室とは、児童生徒数の減少により、今後5年間以内に、普通教室として使用されることがないと考えられる教室のこと」と定義されている。</p> <p>余裕教室の有効活用については、市では放課後児童健全育成事業（学童保育）により、若竹学級と称して市立小学校内の余裕教室やプレハブ施設にて事業を実施している。また、少人数学級や英語教育の場、地域交流室や特別支援学級などの利用を進めている。</p> <p>しかし、他団体のように複合化の観点から余裕教室についての使用を前提としておらず、また目的外使用であることから検討されていない。これは、市には公民館、コミュニティセンター等の公共施設が多数存在し、そこで交流を図ることができているという現状があるためである。なお、10教室以上の余裕教室がある学校が、小学校4校、中学校6校となっている。</p> <p>文部科学省では、全国の公立小中学校施設を対象に平成29年5月1日現在の余裕教室の活用状況が調査されている。本調査によると、余裕教室は、79,216室（総数80,414室のうち98.5%）が当該学校施設をはじめ、何らかの用途に活用されている。また、こうした余裕教室の各地の自治体における活用事例についても公開されている。</p> <p>このように、文部科学省において、余裕教室の有効活用が促進されており、一定の要件を満たせば、国庫納付を要さず、報告書の提出をもって手続が済む簡素な取り扱いにするなど、手続の弾力化・簡素化が図られている。また、現在様々な公共施設で行われている交流活動の場を余裕教室で行うことで、施設の複合化がより円滑に進むことも期待される。</p> <p>以上のことから、市においても余裕教室の放課後児童クラブへの活用のように、より一層余裕教室を有効活用できるか否か検討すべきである。</p>	<p>現在、余裕教室については、増加する学童保育を利用する児童のための教室、取り出し指導のための学習室、クールダウンのための教室、相談室（カウンセリングルーム）、外国語教室を始めとする専科の教室、食育を目的としたランチルーム、クラブ室など多種多様な用途で利用し、実質的な空き教室はほぼない状況である。</p> <p>今後も、これらの教室に加え、学年単位で行われる授業のための教室など、まずは児童生徒のための有意義な教室としての利用を考えています。</p>	<p>教育委員会事務局 教育学習部 教育政策課 教育施設課</p>	50

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：平成30年度）

〔監査テーマ〕 公共施設マネジメントに関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部課等名	頁
<p>5 市民文化系施設</p> <p>(1) 施設の老朽化に伴う建替え時の複合化について</p> <p>市内には市民会館、福祉交流館、児童館など、条例に規定された設置目的が異なる施設が近隣に存在するエリアが複数存在する。さらに支所・連絡所は、市内に42か所存在するが、地域住民の利用、災害時の一時避難場所として運用しているため、現在複合化は予定されていない。</p> <p>この点、設置目的の異なる施設が近隣に存在することや、支所・連絡所を維持することは施設の維持、修繕費用により市の財政を圧迫する恐れがあり、公共施設マネジメントの観点からは、望ましくない状況であると考えられる。</p> <p>したがって、支所・連絡所及び、隣接する設置目的が異なる施設については、老朽化に伴う建替えのタイミングで、それぞれの設置目的に合致する機能、例えば、集会スペースや避難所といった機能は残しつつ、複合化及び集約が可能か否か検討することが望まれる。</p> <p>また、支所・連絡所を複合化し、災害等が発生した場合には一部だけオープンできるようにする、又は、地域の支所・連絡所のある場所にコミュニティセンターが建設されるのであるならば、同一エリアに存在する支所・連絡所の機能を集約していくことも検討することが望まれる。</p>	<p>支所・連絡所については、災害時における支所の開設、また、より地域に密着した行政窓口となっていることから、各地区に一箇所設置が必要であると考えている。各地区1支所連絡所の原則の中で、その地区内でコミュニティセンターの建設や建て替えの必要な市の施設が出てきたときは、複合施設化について検討します。</p>	<p>教育委員会事務局 教育学習部 生涯学習課</p>	<p>73</p>
<p>6 社会教育系施設</p> <p>(2) こども科学館の今後の運営方針について</p> <p>広報での宣伝の強化等を実施等により施設の魅力をより一層アピールし、利用者数の増加による収支改善を目指していくべきである。</p>	<p>プラネタリウム番組のポスター配布先の開拓、広報広聴課との連携強化、フリーペーパーの積極的な活用等を推進し、2階展示室やプラネタリウムが改修されたこと、豊富な科学教室等、事業の積極的なPRに一層努めることとした。</p>	<p>教育委員会事務局 学校教育課 学校教育課 (こども科学館)</p>	<p>77</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：平成30年度）

〔監査テーマ〕 公共施設マネジメントに関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>(3) 教育文化センターの改修について 平成25年度の包括外部監査において、耐震強度の点で、国の定める耐震基準を満たしておらず、早急に移転あるいは補強工事が必要であることが指摘されているが改善されていない。そこで、近隣の勤労者福祉サービスセンターにおける機能の代替可能性の検討に加え、廃館の検討も行うべきである。</p>	<p>教育文化センターの移転については、公共施設の移転等で生じた建物の再活用や、複合施設化等も含め、移転等を検討します。</p>	<p>教育委員会事務局 教育学習部 生涯学習課</p>	<p>79</p>